

最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(令和7年7月30日、消防危第181号消防庁危険物保安室長通知)

蓄電池設備により危険物を貯蔵する屋外貯蔵所の保安距離及び保有空地の扱いや、製造所等における警報設備及び通報設備としての携帯電話の扱い等について示されました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/75f6bdd29a3fdcf7329387dd496097edeabdbfac.pdf>